

自主防犯活動団体のみなさまへ 事故給付金制度のご案内

神奈川県では、地域でご活躍いただいている防犯ボランティアの方々が安心して活動できるよう、事故給付金制度を設けています。

※このチラシをお送りした皆さまは、すでに本制度にご登録いただいています。

Q.事故給付金制度って？

- A. 防犯活動ボランティアの方々が、その活動中の事故等により負傷した場合などに、給付金を支給する制度です。

事故給付金の支給額

区分	支給額
死亡	50万円
全治1か月以上の負傷	10万円
全治2週間以上の負傷	1万5千円



※事故給付金の支給にあたっては、事前の登録と書類の提出が必要です。

また、審査の上、支給の可否を決定しますので、必ず給付金が支給されるものではありません。

※各市町村の運用するボランティア保険に加入中であっても申請可能です。

Q.事故が発生したら？

- A. 防犯活動中に負傷した場合などは、速やかに、神奈川県くらし安全交通課にご連絡ください。

Q.費用はかかる？

- A. 登録継続にあたり、手数料や保険料等の金銭的負担はありません。

お問合せ 神奈川県くらし安全交通課

〒231-8588 横浜市中区日本大通1

TEL:045-210-3520(直通) FAX:045-210-8953

●制度の詳細等については、神奈川県HPをご覧ください。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/f5g/anannet/index.html#sien>

QRコードはコチラ

